

令和 8 年 度

コンクリート構造物(配水池等)点検業務委託

仕 様 書

草加市上下水道部

令和 8 年 度	委 託 仕 様 書		
委 託 名	コンクリート構造物（配水池等）点検業務委託		
履 行 場 所	草加市新栄三丁目 1 番地 2 新栄配水場 ほか、市指定位置		
委 託 料	設 計 額	業 務 価 格	消 費 税 相 当 額
委 託 業 務 概 要	コンクリート構造物の損傷・劣化の点検 ・ 新栄配水場第 1 配水池 ・ 新栄配水場第 2 配水池 ・ 中根浄水場第 2 配水池		

業 務 価 格 内 訳 書							
費 目	工 種	種 別	細 別	単位	数量	金 額	摘 要
業 務 原 価							
	直 接 原 価						
		直 接 人 件 費		式	1		第1号内訳書参照
		直 接 経 費		式	1		第2号内訳書参照
	間 接 原 価			式	1		
一 般 管 理 費 等				式	1		
業 務 価 格				式	1		
消費税等相当額							
業 務 委 託 料							

草 加 市 上 下 水 道 部

直 接 経 費 内 訳 書 第 2 号						
名 称	形 状 寸 法	単 位	員 数	単 価	金 額	摘 要
旅 費 交 通 費		式	1			
電 子 成 果 品 作 成 費		式	1			
計						

草 加 市 上 下 水 道 部

直接人件費 明 細 書 第 1 号						
名 称	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
コンクリート構造物点検	新栄配水場 (第1配水池、第2配水池)	式	1			代価表第1号
コンクリート構造物点検	中根浄水場 (第2配水池)	式	1			代価表第2号
設計協議		式	1			代価表第3号
現地調査		式	1			代価表第4号
照査		式	1			代価表第5号
計					0	

草加市上下水道部

コンクリート構造物点検						
新栄配水場（第1配水池、第2配水池）				1 式当たり 代価表		第 1 号
名 称	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師		人				
技師（A）		人				
技師（B）		人				
技師（C）		人				
技術員		人				
計						

草 加 市 上 下 水 道 部

コンクリート構造物点検 中根浄水場（第2配水池）		1 式当たり 代価表				第 2 号
名 称	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師		人				
技師（A）		人				
技師（B）		人				
技師（C）		人				
技術員		人				
計						

草 加 市 上 下 水 道 部

設計協議						
1 式当たり 代価表						
第 3 号						
名 称	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師		人				
技師 (A)		人				
技師 (B)		人				
計						

草 加 市 上 下 水 道 部

現地調査 1 式当たり 代価表 第 4 号						
名 称	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師（A）		人				
技師（B）		人				
計						

照査						
1 式当たり 代価表						
第 5 号						
名 称	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
理事・技師長		人				
主任技師		人				
計						

仕 様 書

- 1 委 託 名 コンクリート構造物（配水池等）点検業務委託
- 2 履行期間 契約締結の日から120日間
- 3 履行場所 草加市新栄三丁目1番地2 新栄配水場 ほか、市指定位置
- 4 支払方法 業務完了払（1回払）

5 委託内容

コンクリート構造物の点検

「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン（令和5年3月）」に基づき、コンクリート構造物の損傷、劣化の有無や程度の把握を目的として点検を行う。

(1) 点検内容

コンクリート構造物の損傷、劣化の有無や程度を把握するために目視で行うこととし、必要に応じてたたき点検等も併せて実施する。

点検の項目や方法は、点検の目的、劣化状況、推定される劣化原因等に応じて適切に選定する。調査項目、内容及び方法を表1に示す。

点検によりコンクリートの変色、ひび割れ、浮き、剥離等を確認した場合には速やかに発注者へ報告すること。

表1 調査項目、調査内容及び調査方法

調査項目	調査内容	調査方法
外観の変状・変形	・ 前回の点検結果を元に現地調査を行う ・ ひび割れ、浮き、剥離、目地部損傷等の有無 ・ 鋼材の露出、腐食、破断の有無 ・ 漏水の有無 ・ 補修跡の状況	・ 目視等による方法 ・ たたき点検による方法 ・ 電磁波を利用する方法

(2) 点検対象施設

点検対象施設を表 2 に示す。

表 2 点検対象施設

点検対象施設	構造	規模	有効容量m ³	竣工年
新栄配水場第 1 配水池	PC 造	内径 32.0m×12.5m	10, 000	1979 年(昭和 54 年)
新栄配水場第 2 配水池	PC 造	内径 32.0m×12.5m	10, 000	1991 年(平成 3 年)
中根浄水場第 2 配水池	PC 造	内径 28.0m×16.3m	10, 000	1975 年(昭和 50 年)

(3) 点検範囲

点検範囲においては、発注書および受注者にて協議したうえで、表 3 を参考に水道施設の運転状況等を勘案して決定するものとし、需要者への給水に対して、水量又は水質等に影響を与えず、通常の水運用が可能な範囲とする。

なお、構造物の内面の点検は危険が伴い、かつ水道施設の運転に影響を与えるおそれがあるため、点検範囲から除外する。

表 3 コンクリート構造物の点検範囲例

部位等	点検範囲
構造物の外表面	・ 足場を用いずに目視可能な部分 ・ 地盤面の掘削をせずに目視可能な地盤面以上の部分 ・ 構造物の外表面や内面に設置された機械、電気設備を移設せずに目視可能な部分

(4) 点検の記録

コンクリート構造物の損傷、劣化の有無や程度を点検記録表や図面等を用いて記録する。標準とする点検記録表を表4に示す。

表4 コンクリート構造物の点検記録表

		点検日		年 月 日		
		所屬/受託者		担当者氏名		
施設名称		施設台帳番号				
種 別	点検項目		異状の有無		異状の部位・状況	
水槽外部	コンクリート	ジャンカ、コールドジョイント	☐ 無 ☐ 有			
		ひび割れ	☐ 無 ☐ 有			
		浮き、剥離	☐ 無 ☐ 有			
		錆汁、エフロレッセンス	☐ 無 ☐ 有			
		鉄筋露出、鉄筋腐食	☐ 無 ☐ 有			
		漏水	☐ 無 ☐ 有			
		沈下、変形	☐ 無 ☐ 有			
		その他（ ）	☐ 無 ☐ 有			
	付属設備	管・バルブ類の腐食、変形	☐ 無 ☐ 有			
		タラップの腐食、変形	☐ 無 ☐ 有			
		手すりの腐食、変形	☐ 無 ☐ 有			
		その他（ ）	☐ 無 ☐ 有			
	水槽内部（点検可能な場合）	コンクリート	ジャンカ、コールドジョイント	☐ 無 ☐ 有		
			ひび割れ	☐ 無 ☐ 有		
浮き、剥離			☐ 無 ☐ 有			
錆汁、エフロレッセンス			☐ 無 ☐ 有			
鉄筋露出、鉄筋腐食			☐ 無 ☐ 有			
漏水			☐ 無 ☐ 有			
沈下、変形			☐ 無 ☐ 有			
その他（ ）			☐ 無 ☐ 有			
防水塗装		ひび割れ	☐ 無 ☐ 有			
		浮き、剥離	☐ 無 ☐ 有			
		表面劣化	☐ 無 ☐ 有			
		その他（ ）	☐ 無 ☐ 有			
付属設備		管・バルブ類の腐食、変形	☐ 無 ☐ 有			
		タラップの腐食、変形	☐ 無 ☐ 有			
		手すりの腐食、変形	☐ 無 ☐ 有			
		その他（ ）	☐ 無 ☐ 有			
管理用地		施設状態	☐ 無 ☐ 有			
		門扉・フェンス	☐ 無 ☐ 有			
		樹木・植栽・除草	☐ 無 ☐ 有			
		舗装・法面・排水設備(側溝等)	☐ 無 ☐ 有			
	清掃・片づけ状況	☐ 無 ☐ 有				
	不法投棄・不法占川	☐ 無 ☐ 有				
	その他（ ）	☐ 無 ☐ 有				
	特記事項 《異状が著しい 場合に記入》					
修繕依頼をする場合						
担当部門：						
		監督員				

(5) 考察

コンクリート構造物の点検で得られたひび割れ、損傷、劣化等の情報を基に、その原因及び修繕方法について考察すること。また、発注者が提供する前回の点検結果と比較して、ひび割れ、損傷、劣化等の進行や補修状況等について取りまとめること。

補修方法及び概算費用を報告書に記載するとともに、今後の点検計画を提案すること。

6 提出書類

- (1) 着手届
- (2) 現場責任者等通知書及び技術管理者等通知書
- (3) 業務工程表（計画・実績）
- (4) 業務実施計画書
- (5) 業務完了報告書
- (6) 成果品

点検結果等を取りまとめ、報告書として次のとおり提出すること。

- ・ 報告書（A4版） 1部
- ・ 電子データ（CD-R等） 1枚

- (7) その他発注者の指示する書類

7 現場責任者及び技術管理者

- (1) 受注者は、委託業務における現場責任者及び技術管理者を定め、発注者に通知すること。
- (2) 技術管理者は、技術士（上下水道部門（「上水道及び工業用水道」））又はシビルコンサルティングマネージャー（「上水道及び工業用水道」）の資格を有する者とし、業務の技術上の管理、統括等を行い、受注者として責任を持ち、業務に関する一切の事項を処理すること。

8 その他

- (1) 受注者は、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (2) 受注者は、成果品等について発注者の承諾なしには、他のいかなる者に対してもそれを閲覧に供し、複写させ、譲渡し、また提供してはならない。
- (3) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
- (4) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ア 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - イ 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- (5) 業務の実施に当たっては、人権を尊重するとともに、業務に関わる者が人権に配慮することができるよう努めること。
- (6) 仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。
- (7) 履行期間中に、本案件に係る法令等の制定及び改廃があった場合は、仕様書等の変更によることなく、その内容を遵守すること。
- (8) 受注者は、水道法第21条の健康診断を契約後速やかに実施し、その結果を発注者に報告すること。なお、履行期間が6か月を超える場合は、再度健康診断を行い発注者に提出すること。

(9) 熱中症対策

熱中症対策として令和7年6月1日施行の改正労働安全衛生規則に基づき、熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等迅速かつ適切に対処し、熱中症の重篤化を防止すること。

なお、作業の一時的な中止に伴う履行期間の延伸が必要な場合は、発注者と協議すること。

- 9 問合せ先 草加市上下水道部 水道施設課 浄水場係
電話番号 048-924-3807 (直通)